

## 令和6年度埼玉県内企業DX推進人材育成講座補助金交付要綱

### (趣旨)

- 第1条 公益財団法人埼玉県産業振興公社（以下「公社」という。）は、埼玉県内の中小企業・小規模事業者の経営者やリーダー、企画・立案・推進等のDXの実現に向けて主導する人材（以下「対象受講者」という。）を育成することを目的とした講座を開催する事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。
- 2 補助金の交付に関しては、この要綱に定めるところによる。

### (用語の定義)

- 第2条 この要綱において「DX」とは、『デジタル技術やデータなどを活用し、ビジネスモデルや企業の持つ経営資源（組織、人材）を変革させることで、高い付加価値を形成し、競争優位性を確立していくこと』をいう。
- 2 この要綱において「埼玉県内の中小企業・小規模事業者」（以下「県内中小企業者等」という。）とは、中小企業基本法第2条に規定する者のうち、埼玉県内に登記簿上の本店若しくは主たる事務所を有する者をいう。
- 3 この要綱において、「DX推進人材育成講座」（以下「講座という。」）とは、対象受講者が受講後に自社においてDXの実装に資することができる講座をいう。

### (補助対象事業者)

- 第3条 補助の対象となる事業者は、次の要件をすべて満たす者とする。
- (1) 県内事業者に対してDX推進に関する活動を行っている又は行う予定がある経済団体、業界団体、工業団地協同組合、金融機関、支援団体等（以下「申請団体」という。）であること。
  - (2) 講座参加者の集客及び開催運営を行うことができること。
  - (3) 代表者、または法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力でないこと、また、反社会的勢力との関係を有しないこと。また、反社会的勢力から出資等の資金提供を受けている者も対象外とする。
  - (4) 訴訟や法令順守上の問題を抱えていないこと。
  - (5) 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。

### (補助対象事業)

- 第4条 補助の対象となる事業は、次の要件をすべて満たすものとする。ただし、公社理事長（以下「理事長」という。）が特に必要と認めるときは、この限りでない。
- (1) 講座は公社理事長と協議して定めるカリキュラムに基づき開催すること。
  - (2) 講座のテーマ及び講師は原則として「令和6年度DX推進人材育成講座リスト」に掲載しているテーマ及び講師とすること。
  - (3) 講座は原則として令和7年1月31日までに、補助対象事業者が用意する会場またはオンライン形式で行うこと。
  - (4) 講座の受講料は無料とすること。

### (補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、対象となる講座の開催に必要な講師謝金とする。なお、消費税及び地方消費税並びに振込手数料は補助対象外とする。

(補助金額等)

第6条 補助金額は1申請団体につき20万円を上限とする。

(補助条件等)

第7条 講座受講者の募集、開催運営は補助事業者が責任をもって行わなければならない。

2 補助事業者は毎回の講座後にアンケートを実施し、実施後1か月以内に書面にて集計結果の報告しなければならない。

(交付申請)

第8条 交付申請の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 補助金の交付申請書の提出期限は、理事長が別に定める日とする。

3 補助事業者は、交付申請にあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律（平成6年法律第109号）及び地方税法等の一部を改正する法律（平成6年法律第111号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定)

第9条 理事長は、交付申請書に記載された内容を審査し、予算の範囲内で補助金の交付決定を行う。

2 理事長は、補助金の交付を決定したときは、申請者に対して、速やかに様式第2号により交付決定通知書を交付するものとする。

3 公社は、交付決定に当たり、前条第3項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認められた時は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

4 公社は、前条第3項のただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(計画の変更)

第10条 補助事業者は、補助事業に係る計画を変更しようとするときは、様式第3号による事業計画変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 理事長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査し、適当と認められるときは、様式第4号の事業計画変更承認書により補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第11条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第5号による事業中止（廃止）承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 理事長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査し、適当と認められるときは様式第5号の2の事業中止（廃止）承認書により補助事業者に通知するものとする。

(補助事業遅延の報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに様式第6号による事業の遅延等報告書を理事長に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第13条 理事長は必要があると認めるときは、補助事業者に様式第7号の遂行状況報告書の提出を求めることができる。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、様式第8号を受講者名簿と一緒に理事長に提出しなければならない。

2 前項の規定による実績報告書及び受講者名簿の提出期限は、補助事業の完了（補助事業等の中止・廃止の承認を受けたときを含む。）した日から10日以内、又は補助金の交付決定に係る会計年度内で理事長の定める日のいずれか早い日までとする。

3 補助事業者は、実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金額の確定)

第15条 理事長は、前条の実績報告書の提出があったときは、当該実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、交付すべき額を確定し、様式第9号による補助金交付額確定通知書を補助事業者に交付するものとする。

(補助金の支払い)

第16条 補助金の支払いは、第15条の規定により、交付すべき補助金の額を確定した後に行う精算払いとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、様式第10号による補助金交付請求書を理事長に提出しなければならない。

(書類の整備等)

第17条 補助事業者は補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかななければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業等の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(補助事業等の公開)

第18条 理事長は、補助事業により行った事業について、必要があると認められるときは、その事業の情報（補助事業者名、補助事業テーマ名、補助金額等）を公開することができるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。